

# 告示

## 埼玉県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
児玉清水クリニック	本庄市児玉町児玉二四八六―四	令和五年三月二十一日
草加センター薬局	草加市草加三―五―三五	令和五年二月二十八日
アイ薬局	ふじみ野市上福岡一―一二―一一	令和五年一月三十一日
ウエルシア薬局 新座野火止店	新座市野火止六―一六―一三	令和五年二月二十八日

### 二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
小森 充		株式会社リカバリ	東京都江東区亀戸六―五五―二〇	令和五年二月十四日